㊞

長崎最賃審発第１８号
令和８年９月１５日

長 崎 労 働 局 長
髙 西 盛 登 殿

長崎地方最低賃金審議会
会 長 深 浦 厚 之

当最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（答申）

令和８年９月１５日貴職から、８月２８日付け長崎県最低賃金の改正決定に係る当審議会の意見に対する「長崎県労働組合総連合」、「生活協同組合ララコープ労働組合」、「郵政ユニオン長崎中央郵便局支部」、「長崎県高等学校教職員組合」、「長崎県医療労働組合連合会及び長崎県民主医療機関連合会労働組合」、「建交労長崎県本部」からの異議申出について意見を求められたので、慎重に審議した結果、下記の結論に達したので答申する。

記

令和８年８月２８日付け答申どおり決定することが適当である。